

## 災害廃棄物の処理に関する基本協定書（令和7年台風第22号及び第23号）

八丈町（以下「甲」という。）、東京都（以下「乙」という。）及び公益財団法人東京都環境公社（以下「丙」という。）は、八丈町において、令和7年10月台風第22号及び第23号により発生した特に処理することが必要となった一般廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）を処理するための基本的な事項に関し、次の条項により協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害廃棄物を適正に処理し、被災地である八丈町における復旧・復興に係る施策を迅速かつ円滑に遂行することを目的とする。

### （役割）

第2条 甲は、災害廃棄物の種類、数量その他必要な事項について、甲乙協議の上定め、当該災害廃棄物の処理を丙に委託する。

2 乙は、丙が甲から委託された災害廃棄物の処理に必要な収集運搬及び処分に要する経費を丙に貸付け、必要な事務費を丙に補助する。

3 丙は、災害廃棄物の運搬及び処理を行う。

### （処理の委託）

第3条 丙は、前条の規定に基づき受託した災害廃棄物の処理を、第三者に委託して行うことができる。ただし、第三者に委託する場合は、乙の承諾を得るものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく第三者の委託先を、丙に対して指定することができる。

3 前2項の規定は、甲及び丙で別に締結する災害廃棄物の処理委託契約に定める。

### （有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、令和7年12月25日から令和9年3月31日までとする。

ただし、甲乙丙協議の上、当該期間を延長することができる。

### （処理に要する経費負担）

第5条 災害廃棄物の収集運搬及び処分に要する経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に定めるもののほか、この協定の実施のために要する経費の負担については、甲乙丙協議の上、別に定める。

### （その他）

第6条 この協定の解釈に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙丙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。